

12/19

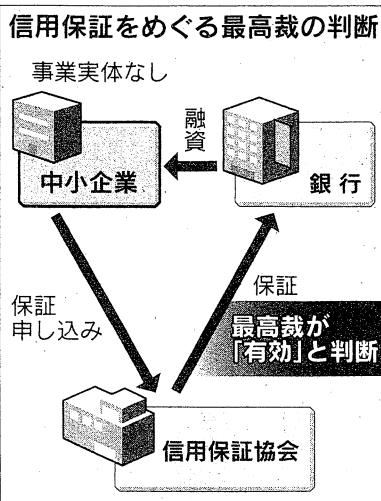
【第三種郵便物認可】

事業実体なし 融資後に判明

信用保証は「有効」

中小企業への融資後に事業の実体がないことが判明した場合、信用保証協会による返済の保証が有効かどうかが争われた訴訟の上告審判決が19日、最高裁第1小法廷（大谷直人裁判長）であった。同小法廷は保証が有効で、同協会が債務を肩代わりすべきなどの初判断を示した。

一律無効、趣旨に反する



同小法廷は判決理由で「金融機関が相当な調査をしても、事後的に中小企業の実体がないと判断する場合はあり得る」と指摘。 「一律に無効とすれば、金融機関が融資をためらい、金融の円滑化を図る信用保証協会の目的に反する」と述べた。

事業の実体がない中小企業への融資の信用保証をめぐっては、地裁や高裁で有効か無効かの判断が割れている。最高裁が判断を示したこと、今後の訴訟や融資の実務に

つた場合に信用保証協会が債務を代位弁済（肩代わり）する。信用保証が付くことで融資を受けやすくなる。

▼信用保証制度 中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会に保証料を支払い、倒産などで返済できなくなる。

影響するとみられる。

問題になつたのは、2009年1月に北国銀行（金沢市）が地元の牛乳小売会社に貸しつけた5千万円の融資。同社は融資直前に第三者に事業を譲渡して実体がないことを銀行に伝えず、10年に破産手続き開始を申し立てた。

北国銀行は石川県信用保証協会と保証契約を結んでいたため、同協会が焦げ付いた約4900万円を代位弁済した。その後、実体がなかったことが判明。同協会は「実体がないと分かつていれば保証しなかつた」として全額返還を求めて北国銀行を提訴した。

一審・金沢地裁判決は北国銀行が牛乳小売会社に関する調査を怠つてないと認める一方、「信用保証契約の重要な部分に誤謬があった」として契約が無効とした。二審

・名古屋高裁金沢支部判決も同様に無効と認めて

北国銀行に全額の返還を命じ、銀行が上告した。

同小法廷は「事後的に

実体がないと分かつた場

合に、保証を無効とするべきだ」と主張。判決は

「銀行が相当な調査をす

べき義務に違反した場合

には保証協会は債務を免

とができたはずだ」など

として、保証は有効と判

断。二審判決を破棄し、

信用保証協会の請求を退

けた。

石川県信用保証協会は

融資を受けた会社は、

経営状態が厳しい特定の

業種を対象とした信用保

証制度を利用していた。

上告審で「保証協会は金

融機関の調査を尊重して

おり、不正な制度利用の

リスクは金融機関が負う

べきだ」と主張。判決は

「銀行が相当な調査をす

べき義務に違反した場合

には保証協会は債務を免

れることができる」との見方も示した。